

第78回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成29年9月13日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	高橋真弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。昨日に引き続き、おそろいでご出席賜りまことに御苦労さまです。

今日は、本当にすがすがしい晴天なんですけれども、台風 18 号が、どうも上陸しそうなので、それと、昨日も申し上げたんですけれども、農家の方は、ちょっと気が気ではないかなと思います。

それでは、本日もよろしくお願いします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに 13 番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） おはようございます。13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。私は、2 項目について一般質問を行います。まず、1 項目目は佐用町南光歯科保健センターの存続運営を求めるについて。2 項目目は核兵器廃絶・平和の町宣言を求める。この 2 項目について質問を通告に基づき行います。

まず、この場からは、1 項目目の町歯科保健センターの存続運営を求めるについてを質問いたします。

町は平成 28 年 9 月議会で行財政改革の一環で 2 年後をめどに歯科診療事業の廃止方針を出しました。

佐用郡歯科保健推進協議会が平成 28 年 12 月 1 日発行した 8020 だより第 41 号では、佐用町南光歯科保健センターの活動を評価し、第 68 回保健文化賞の受賞を機にさらに充実を求める内容となっています。

また、障害のある方や施設関係者など 300 筆を超える町歯科保健センターの存続・充実を求める署名が町長宛に提出されています。

町歯科保健センターは、歯科検診・治療、口腔の健康に関する調査・研究など、歯科口腔保健の拠点としての役割を担っており、その役割を果たすには、診療行為が可能な体制を確保すべきです。

町歯科保健センターの運営に対する町長の見解を改めて伺い、この場からの発言とします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。本日も3名の議員の皆さんからのご質問を受けることになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

町歯科保健センターの存続運営を求めることについて、センターの運営に対する町長の見解を改めて伺いたいとのご質問でございますが、南光歯科保健センターは、平成28年9月議会でご報告をさせていただいたとおり、平成27年4月に佐用町行財政改革大綱が策定をされ、事業の見直しが示されました。

これを受けて、事業のあり方を南光歯科保健センター運営協議会で審議していただいた結果、一般診療及びかかりつけ歯科医を持たない要介護者や障がい者等の歯科診療など、一般歯科診療機関で困難な診療を除く治療事業は2年を目途に廃止し、将来的には予防・啓発・指導事業に特化することが適当であると答申をいただきました。

南光歯科保健センター運営協議会の答申を尊重し、次の3点を新たな基本方針として南光歯科保健センターを運営していきたいと考えております。

平成30年4月1日から速やかに新しい体制へ移行できるよう検討委員会を立ち上げ、調整・検討を進めております。

まず1点目は、佐用町内の歯科医療機関と重複する一般診療等については、平成30年3月31日を目途に廃止をすることといたしております。廃止への対応といたしましては、利用者にこれまで行ってきた一般診療を、佐用郡歯科医師会に協力を依頼し、引き続き町内の歯科医療機関で、診療が受けられるように、新たな、かかりつけ歯科医を持つことを勧めてまいります。幼児においても、3歳児歯科健診のフッ化物塗布受診が歯科医療機関の受診の始まりといえますので、これを機会に、かかりつけ歯科医を持つことを勧めてまいります。

2点目の、予防・啓発・指導事業につきましては、佐用郡歯科医師会、龍野健康福祉事務所など関係機関と連携を図りながら推進したいと考えております。また、歯科衛生士による歯科保健事業として、母子事業から高齢者、介護予防事業まで地域包括ケアシステムの一環として歯科保健事業を展開をしてまいります。今後は、歯科衛生士、保健師及び栄養士だけでなく、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーとの連携をより密にして歯科保健事業を展開してまいりたいと考えております。南光歯科保健センターを拠点とした幼児や児童への個別指導は定着しておりますので、幼児期における歯磨き指導と歯科衛生指導のほか、町内の小学校・中学校の児童、生徒への、歯科衛生教育は引き続きセンターで行います。

3点目の、在宅訪問歯科診療につきましては、要介護者の実態把握を行うとともに佐用郡歯科医師会、佐用町地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、要介護者の訪問歯科診療や訪問指導などの医療・介護が地域で担えるように地域包括ケアシステムの一環として推進していきたいと考えております。

在宅の要介護者においては、要介護認定調査員の訪問時に歯科衛生士が指導したり、本人や家族への口腔ケアの意義や方法を指導してまいります。

また、ケアマネジャーと歯科衛生士との同行訪問なども、積極的に実施をし、歯科医療の希望や必要がある場合は、お口元気連携票を活用して、佐用郡歯科医師会と連携して、歯科医療機関への受診や訪問歯科診療等の調整を行ってまいります。

また、障害者や要介護高齢者の虫歯、歯周病や誤嚥性肺炎を予防するため、かかりつけ歯科医を持つことや口腔ケアの重要性の普及・啓発や定期的な歯科健診、歯科保健指導の充実を図り、医科歯科連携の強化を推進をし、町民が心身ともに健康でいきいきとした毎

日を過ごしていただけるように、8020 を目指した歯科保健の推進を目指し、歯科医療の充実と提供を支えたいと考えております。

地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアを実現することで、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目指しております。

そのため、在宅医療の充実が非常に重要となり、歯科診療の体制についても健康福祉課、地域包括支援センター、ケアマネジャー、佐用郡歯科医師会等との関係機関が調整をしながら、在宅歯科診療の機能強化を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） まず、最初に質問でも出しましたが、第 68 回保健文化賞の受賞を機に、さらに充実を求めるという内容の 8020 だよりで、照会がされておりますけれども、この中でもあるように、町の代表である町長は、受賞式に参加されていますが、その件について、感想が何かありましたら、まず 1 点目、項目として上げておりますので、その点、ちょっとお答えできますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この保健文化賞をいただいたのは、これまでの歯科保健事業、このことが長年の取り組みが評価をされて、保健文化賞を私は、授賞できたというふうに思っております。

さらに、それを充実するというのは、歯科保健センターを充実するだけじゃなくって、こうした、今、申し上げましたような町内の、この町民の皆さん方の歯科保健、歯科予防、こうした口腔ケア含めた、こうした医療、保健、介護、こういう面を全体で充実をしていくということ、私は、そういうことが求められているのだというふうに思っております。

何もこの保健センターを、現在のまま運営をしていくこと、そのことが、この保健文化賞をいただいた、その条件ではないというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターを拠点にして、さまざまな取り組みが行われた結果、授賞に至っているわけですから、それを発展させていって、佐用町として全体に充実していくという考えが述べられたところなんですけれど、具体的に、8020 の取り組みの関係でお伺いしたいんですけれど、障害のある方など、また、今、既に歯科保健センターを受診されている方は、そこで受診されることで、安心して歯の治療を受けられているんですけれど、この現在の利用者の方への影響というのか、なくさないでほしいという署名も町長のほうに出しているわけなんですけれども、その点について、先ほどの答弁では、ちょっ

と違いがわかりにくかったので、具体的には、どのようなになるのですか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、今まで何度もそういう議論の中で、お答えをさせてきていただいておりますけれども、この歯科保健センターができた当時と、もう既に大きく地域の状況も、社会も変わって、歯科医療、また、口腔ケア、虫歯の予防、こういう面での取り組みというのが充実をしてきているわけです。

そういう中で、現在でも既に町内の歯科医院の先生方も、そうした在宅の診療、こういうことにも取り組んでいただいている方もおりますし、当然、そういった方の受け入れも、しっかりと診療もしていただいております。

ですから、このセンターがなければできないということではなくて、歯科医師会におきましても、それは、歯科医師会全体としても、当然、町民の皆さんの診療については、責任を持って行っていくということも言っておりますので、今まで、診療をここで受けられている方においては、なくなったら、それはなくなるよりあったほうがいいという、そういう希望はあると思いますけれども。

しかし、先ほど言いましたように、診療を受けられた方も、そうした診療機関へ変わっていただいて、その先生方がしっかりと後、診療いただけるということであって、後は、子供たちの虫歯予防とか口腔ケアの指導、こういうことは、このセンターの、今、歯科衛生士等を中心に、今後も行っていくと、そういう役割分担というのは、しっかりとできているということで、皆さん方に、決して困った状態、支障を、そういう診療の面で支障があることはないというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 存続をしてほしいという署名に寄せられた方の声としては、障害がある方などは、一般の今の佐用にあります歯科診療所に順次移ったらいいんじゃないかという町長のご回答だったかと思うんですけど、その点については、非常に不安を抱えておられます。

安心して歯科治療を受けらる施設の存続というのは重要だと思うのですが、何も支障がないとおっしゃったんですけど、そこらへんは、関係者の声は、ちょっと、署名で上がっておりますけれど、具体的に町長は、聞かれておられますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そこで現在、診療を受けられている方、そういう方が中心かどうかわからないんですけども、そうした存続を求めるという署名、これはいただいております。

先ほど申し上げましたように、これまで今、受けられている方にとっては、そこが一番、

そこしか行っておられませんので、そこが存続してほしいという希望、それは、そういう思いだということについては、受け止めさせていただきます。

ただ、先ほど申しましたように、そういう方においても、診療をちゃんと、そこがなくとも続けることができる、その体制というのは、それはちゃんと整えた上で、今の歯科保健センターの一般診療は廃止していくという方向ですから、そこはよく説明をさせていただいて、皆さんにも納得をいただきたいなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 時間的なスケジュールからいくと、来年ですね。4 月 1 日から体制を変えると。それに対して、現在の受診をされている方に対する対応は、今から取り組まれるというような答弁だったと思うのですが、それで、納得してもらおうとか、その決めたことに、みんなそろえなさいという形の納得の仕方というふうに受け止められるんですけど、あくまでも、町民の人が安心して、歯科診療が受けられる、そういうふうにしていくことが、私は大事だと思うので、その町長が言われるように、納得してもらおうというやり方ですね、その期日を決めて、それに合わせるということに対して、非常に疑問を持つんですけど、その点をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） どんな事業でも、ある程度、期日というものを決めて準備していかないと、それはできません。

納得されるかどうかということは、それは受け止め方ですから、幾ら説明しても、いやそうじゃない、納得しないというふうに思われる方も、それはいらっしゃるかもしれません。

しかし、実態として、今、お話の障害を持たれている方なんかの診療につきましては、特に町内の 2 つの障害者施設の方々が、ここを利用されております。ただ、町内には、まだ、ほかの障害者施設もたくさんあります。そういう方は、それぞれの診療機関で、既に同じように診療を受けているわけで、それが実態として、現実としてできているわけですから、だから、障害を持たれてる方だから、その専用にとこじゃなかったらできないというのであれば、それは、非常にここがなくなったら困るということになるわけですが、でもね、障害を持たれている方においても、当然、一般診療所の中で、もう既に、そうした診療というのは、ちゃんとできているということでもありますから、ここでなければできないということではないということだと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ですから、直接関係者の人の話を聞く場を持つとか、納得していただくという一方的な町の決めたことに従わせるというやり方ではなくて、町民の人の、ち

ちゃんと声を聞いていくという、そういう姿勢にはならないんですか。これの形について、体制を変えるということについて。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 障害者の方、また、受診されている方に特別の非常に大きな負担がかかったり、変更によって困られることがあれば、それは十分に、例えば、直接話も聞かせていただくことも、それに対して、また、対策も必要です。

ただ、私が申し上げているのは、既に、そうした町内の診療体制というのができています。それは、今あるから自分たちの、別に患者さんが、そこじゃなければできないということではないので、そうした思いというのは、今、言いましたようにありますけども、そこは、こちらが幾ら、例えば説明をさせていただいても、最終的に受け取り方として、そのところを残してほしいという思いだけのところでは、なかなか、全員の方の同意といいますか、了解を得るということは、これはやはり、難しいなという思いはあります。

ただ、そういう方においても、決して、（聴取不能）がなくなった後も、きちっとした診療体制をとる。また、先ほど申しましたように、地域包括ケアセンターというものをつくり、その中で包括的に医療、歯科だけではなくって、医師会、医師、歯科、こういうものが連携をし、また、保健師、衛生士、こういうものが連携をして、そうしたケアをしていくという、そういう体制をとるということを説明しているのですから、これは、町として、また、その方々にも、きちっと安心していただけるように説明はさせていただきます。それは、担当課で行います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） そのきっちりとした診療体制をとると言われるんですけど、具体的に、健康福祉課であり包括支援センターとかっていって、ずっと並べられたんですけど、具体的に町民の人が歯科保健センターを利用されている人が、その体制がどんなふうになって、自分たちがどうなるのかということについて、安心できるような答弁ではないので、その点、もう一度、具体的にですよ。来年もう春から、4月からやろうとされているわけですから、その点、具体的な答弁ではないので、お答え願いますか。安心できるような体制というのは、どういうことなのですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 具体的な取り組み、課内で、これをどうするかということで検討委員会を立ち上げまして、この4月を目指して準備を進めております。

内容としましては、実際、どれだけの方がおられるとか、それから、各施設につきましても、現在、南光歯科保健センターで、施設の協力医という形で診療しておりますのは、南光園さんとはなみずきさんと、ここへも私も、それから歯科衛生士と一緒に出向きまし

て、状況等説明させていただいて、特に、南光園さんですと協力医院としまして、共立病院等、もう既に共立病院が協力の医院です。合わせて歯科のほうも診ていただけるというような話もさせていただいております。

また、それぞれの診療時におきましては、歯科衛生士のほうから診察終った後、説明する中で、4月からこういう形になるということで、そういうことも説明させていただきながら、どうしても継続して、この4月までしていけないといけない方には、来ていただいておりますけど、診察内容が軽微な方につきましては、新たなかかりつけ歯科医師を持っていただくというようなご説明をさせていただいて、お話はさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 具体的な対応が、担当課でやられているというご回答ではあったんですけども、町長としては、それでもスムーズにいくというふうに理解されていますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町長としてと言われますけれども、これは町として、こうした、いろんな事業、全てですけれども、それぞれ担当課のほうで、それぞれが、いろいろと検討しながら取り組んでおります。それは、担当課長、また、担当者がお話しているということは、私がその上で指示しながらやっているということでもありますから、このイコールでありますから、何も担当者が言って、私が、また、どうするのかということではない。担当者が言っているということは、きちっと、それがスムーズな移行ができるという、できれば、目的はそういうことで、そのために担当者としても、そうした、既に、それぞれ説明にも行って、また、そうした対応も既に行っているという状況ですから、それ以上のことはありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 私として、その理解、障害のある方とか、実際に受診されている方の動向がひとつ、来年の春、どうなるのかという点が1つと。

それから、一般の方々、今の佐用の歯科医院に変わってもらんだということなんですけれども、公的な歯科診療として南光歯科保健センターが運営していた点で、開業医の方々が取り込まれる予防の取り組みであるとか、それから、そういったことに対する調査研究なども、これまで歯科保健センターはやってきたんですけども、日常的な診療行為が可能な体制というのは、その歯科保健センターの4月1日からは一切なくなるということなんです。

先ほどの答弁の中でありました子供たちの予防ですか、啓発、こういった点については、

歯科センターでやられる。まさに保険診療所ではなくて、保健センターとしての形に様変わりするということなんでしょうか。その体制も含めて、どんなふうに変えようとされているんですか。伺います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、答弁をさせていただいたとおり一般診療を、これを歯科保健センターでの診療ということについては、3月31日を目途に廃止をするということです。

その後につきましては、先ほど言いました、歯科衛生士等が中心となって、そうした予防活動、これは審議会の中でも答申をいただいているとおり、そういうような体制をつくっていくということであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 歯科センターの今後のあり方については、その運営協議会で出された答申をそのまま実行するんだという形で、町が言われているんですけど、この答申の内容の中では、一般診療機関で困難な診療を除く治療は廃止しということになっているので、いわゆる一般の歯医者さんに行ける人の治療は廃止するけれども、要介護者であるとか、なかなか一般の診療所に行きにくい方の診療については、いわゆる、それは廃止しないというふうに答申はなっているので、そこらへんの点については、この関係でいくと矛盾するのではないかと、私、思うのですけれど、その点、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう方への診療について、先ほど申しましたように、町内の歯科医療の体制として、歯科医療の先生方、また、開業医の皆さん方、歯科医師会として、それは責任を持って診療をしていくという、そういうことの中で、今後、歯科保健センターとしては、従来の保健センターとしての役割に特化していくという、その方針で取り組んでいるところであります。

ただね、今、ここの開設していただいております新庄医師のほうからは、自分でそうした訪問診療ですね、そういうことを以前から実施をしたい。そういう申し出があります。それで、そこでセンターで診療はしないんですけども、訪問診療という形で、そうした寝たきりの方を中心に行っていきたいというような申し入れもありまして、そのことが、包括支援センターでの業務の中で、現在においては医師は、当然、想定はしておりません。そうした衛生士、また、保健師、そういう訪問をしていくということで、そこで、歯科の治療の必要な方については、そうした歯科医院との連携をして、診療を受けていただくということですけども、訪問診療というの、これも保険点数にも、当然、受けれますし、医療としても、これは認められております。

だから、そういうことが、きちっと先生、例えば、責任の中で、また、採算が合うかどうかということもあるわけですが、当分の間、そういうことを移行の中でやりたいというような申し出もありますからね、そのへんについては、どうそれを受け止めていくか。包括支援センターとして、そういうことが、より支援の中で充実したものになるのであれば、そのことも可能であれば考えていくというようなことは、一方では検討もされているという状況です。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、具体的な名前が出た、その医師は、現在は、町の歯科保健センターの医師として働いておられますから、そういった点では、新年度からの位置づけというのか、その包括支援センターで、いわゆる訪問治療をしていくと言われたんですけど、そこらへんの体制ですね、今ある医師、それから歯科衛生士さん、それから事務の受付の方とか、あそこの歯科保健センターで働いておられる方の形は、どんなふうになるんですか。伺います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうことを含めて、当然、検討をしていかなきゃいけないということですが、少なくとも、町の嘱託医ということにはなりません。

それは、診療として、町として委託をすとか、そういう形での診療という形になるのかとは思いますが、身分的にどういう形に…もし、そうなった場合ですよ。そのことについても、まだ、先生からの申し入れというのが十分に体制、また、診療内容、それによるスタッフも要りますし、歯科医師会との連携というのが、必ず必要になってきます。訪問診療だけで全ての診療ができるわけではありません。ですから、そういうことが必要な、いわば患者さん、どれだけいらっしゃるか。それが必要な方がいらっしゃるか。それが、そういう人がいて、訪問診療をする必要があるか、そういうことも含めて、私らは提案をいただいた中で、検討しなきゃいけないということであろうかと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議会は、この歯科保健センターのあり方について、当局の先ほどの答弁では、閉鎖していくんだという方針に基づいた、答申に基づいた方針を出されて、ずっと進めてきているんですけど、議会として、所管の委員会では、残念ながら私も体調の関係で、たまたま重なって、歯科保健センターの会議に出席できなかったんですけど、その時に配付された資料などによると、その歯科保健センターの果たしてきた役割の重要性であるとか、そういうことがる資料でも科学的に証明されているというか、そういう説明があったんですね。

それで、町のそうした方針に対して、議会として、ちゃんとそれが適切なのか。いろん

な住民の意見をもとにして進めていく上で、話し合いの場というのか、それはもう時間的に、来年の4月で実行するんだというのではなくって、きちんと、そういった時間をとって、十分に議論をしていく必要があると思うのですけれど、そのへんは、どのようにお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 何か、私が答えていいのか、議会の対応としてこれでいいのかというふうなお話ですから、議会は議会として、いろいろと今まででも委員会でも、町としては、議会のほうにも説明させていただいて、また、こうした説明なり議論というのは、かなり長年にわたって、この問題は議論してきたと思っておりますので、何も唐突にこうして、方針を出して、一方的にそれを、こうやっているという、私は、そういう認識は全く持っておりません。かなり以前から、決して、行政改革というふうになっていきますけれども、財政上経費を節減するために、私はこういうことを行っているとは思っておりません。少なくとも、医療・福祉という面において、そうした全体の中で、必要な方々には、しっかりと医療も受けれる体制も確保していかなきゃいけませんし、それには歯科医師会、また、医師会、また、そういう先生方との連携も必ず必要になってきますし、そういうこの南光歯科センターの扱いに、今後、存在についても、歯科医師会の中でも、いろいろとお話をさせて、聞かせていただいて、先生方の町内における歯科診療の今後方針、考え方、こういうのも、やっぱり時代とともに大きく変わってきておりますから、そういう中で、今回の、そうした答申もひとつ段階です。そこでも議論をしていただいた中で、結論を出していきたいということですので。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 役場内部なり、その関係者の中では議論してきたという認識なんですけれど、受けている、その町民の感覚としては唐突なんですね。それで、行革の一環で廃止されるという受け止めが強くあります。それは、署名をされた方々は、そういう財政的な問題で閉鎖されるということのような受け止めもありますから、きちんと、そうではないと町長答弁しておりますが、なかなか、そこらへんは説明不足だと思います。

それと、先ほどから出ている口腔健康の問題について、民間のいわゆる町内の開業医さんでシフトしていくんだということなんですけれど、口腔の食育に関係することや、開業医さんでは、なかなか時間的に、そうした訪問診療であるとか、そういうことが、いわゆるなかなかできないという現実があるというふうに伺っております。こういった分野については、やっぱり公的機関、医療機関で、積極的に取り組んで、町民の皆さんに落ちこぼれなくというか、みんながちゃんと健康な暮らしができるような、そういうセーフティネットとしての役割を果たしているのを手放すということは、私は、重大な問題があるというふうに発言して、この件については、質問を終わります。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまでの南光歯科センターの取り組み、それは、そうした 30 年前、できた時から、相当そうした口腔ケアという、こういうことに非常に力を入れて取り組んできたという、このことは事実であります。

ただ、先ほど、平岡議員がおっしゃいます、じゃあ、そういうことの中で、寝たきりの方、そういう診療がなかなか受けにくい方の訪問診療とか、そういうことができてきたかという、ほとんどできていないですよ。南光歯科センターがあったとしても、それができていないんですから、だから、それは、それでいいと言っているわけじゃない。このことは、少なくとも、そうした包括ケアセンターの中で、そうした寝たきりの方々に対しても、歯科衛生士等、訪問もして、そしてそういう状態を見て、必要な診療、医療の、治療の必要な方に対しては、それぞれ先生方に連携をして、対応していこうということを考えて、今、取り組んでいるわけですから、何か今、南光歯科保健センターが訪問診療を、ずっとこれやってきている。その分が、何かなくなってしまうようなお話がありましたけれども、私は、そういうことが、南光歯科センターだからできていたわけじゃない。全体としては、なかなか、そういうことはできなかったんですけども、今、開業医の先生方にも、そうした取り組みを、今、されている先生も出てきておりますのでね、だから、そういうことも含めて歯科医師会とも話し合いをさせていただいて進めているということ。このことは、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 答弁されたので、ちょっとあれなんですけど、質問に対しての答弁をされたので、その回答に対して、寝たきりが現在できていないと。それは、合併後ですよ。合併前と、そこらへんも比較されておっしゃっているんですか。

その体制が、大きくなってとれなくなったということ、事実もありますから、そういう点で、ちゃんと力を入れて訪問、寝たきりの方もできるような体制にしていれば、もっと進んだと、私は、思います。もう、答弁は、ありますか。

町長（庵逄典章君） 答弁じゃなくってですね、合併後にそれができなくなったんだと言われていると、非常に私も反論をしたくなります。

ここの開設者、新庄先生、変わっていません。合併後も。この体制は、全く変わってありません。範囲は広がったかもしれませんが、しかし、合併前に、それが十分できていたと言われるのであれば、それは、その地域の中だけでも、それはやっていただければ、それでよかったと思いますし、当時から、私もそういうことは、先生が必要だと言われる。それはもう、先生やってくださいと。お願いをしておりました。

だから、合併をしたから、合併後にそういうことをしなくなったということではありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 必要な体制をきちっととっていなかったというのは事実です。

それでは、2 項目目の核兵器廃絶・平和の町宣言を求める項目について、質問を行います。

7 月 7 日、国連会議で人類史上初の核兵器を違法とする核兵器禁止条約が採択されました。唯一の被爆国の政府が核兵器の禁止・廃絶に尽力し条約を締結するよう要請することが必要だと考えます。

核兵器の廃絶は次の世代に安全で平和な世界を受け渡すための前提です。

佐用町として、核兵器の廃絶・平和の立場を明確にすることは、住民の安全と平和のための責任です。非核自治体宣言は、全国 1,788 自治体の 90.6 パーセント、1,620 自治体が、これは 2017 年 8 月末現在行っています。

積極的な非核平和行政を推進するために核兵器廃絶・平和の町宣言を行うことを求めます。

町長の見解を伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、核兵器廃絶・平和の町宣言を求めるということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、以前にも、いろいろとご質問があり、私の考えは、これまでお答えをしてきたとおりであり、その考えも変わっておりません。日本は唯一の被爆国として、再びその悲劇を繰り返してはならないという願い、これは全国民共通の思いでありまして、核兵器廃絶・平和の町宣言をするまでもなく平和を願う思いは、それぞれの一人一人決して、そういうことを願わないということはないと思いますし、一人一人の願いだというふうに思っております。

そうした中で、全国で、お話のように、宣言をされている市町たくさんあるということですが、それは、それぞれの町の考え方といたしまして、佐用町といたしましては、こうした宣言をする考えはございません。

また、現在、広島市、長崎市の呼びかけで設立をされました平和首長会議につきましては、佐用町も、私も、この会議には加盟をいたしておりますが、この会議は、核兵器廃絶の市民意識を喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、世界恒久平和の実現に寄与することを目的として設立をされたものでありまして、当然、そういう設立趣旨につきましては、私も賛同をし加盟をしたところであります。

今後も、こうした思いにつきましては、機会を通じて平和の尊さを後世に伝えていく、その努力は、私も続けてまいるつもりでございます。

以上、そういう考えを述べさせていただいて、答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほどの答弁の中で、町として宣言はしないけれども、町長として、佐用町長として平和首長会議には加盟しているという答弁は、これまで質問した中で、私

は、初めてお聞きした内容でしたので、この点について、少しお伺いしたいんですけど、いつ加盟されているのか。ちょっと、その点。

また、首長会議には、会議ありますけれども、それには参加されているのでしょうか。その点、お願いします。

〔町長「いつ設立されたのか」と呼ぶ〕

13 番（平岡きぬゑ君） いやいや、設立じゃない。町長が加盟したのはいつですかと。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 設立については、以前にもされていると思うのですが、そうした加盟に対する要請がありまして、それについて、最終的に私が加盟したのは、平成 26 年。ですから、3 年前ですか、平成 26 年の 9 月であります。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 平成 26 年 9 月ですか。
その会合には加盟されて参加されているんですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは全国の市町、これも 96 パーセントぐらいが加入していると思いますけれども、それだけのところであります。会議であります。これは、文書で、いろいろと連絡があるという中で、一堂に会してということは、これはありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 市町として参加されていて、核兵器廃絶の平和宣言も自然の流れとして、非核自治体宣言も行ったらいいと思うのですが、その点、どうなのですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 核兵器、非核、こういうことについては、これは、例えば、町が核兵器を持つとか、そういうことは、当然あり得ないことで、国の所管事務であります。

そういう中で、町が核兵器廃絶、平和宣言、こういうことをするまでもなく、先ほども言いましたように、町民の人の中で、核兵器、そういうことに反対する人は、私は1人もいない。そういう町の状況の中で、あえてここで、この宣言をここでしなければならぬと、私は、そういうことをする考えはないということを申し上げたところです。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長としての立場上、そういう参加し、加盟をして、そういう核兵器廃絶を目指すということについて賛同されているということは評価いたします。

やはり町の代表ですから、町民もこぞってそういう方向で力合わせましょうという形で宣言をしていくということは、私は、非常に大事なことだろうと思います。

それで、そのことを通して、さまざまな積極的な取り組みにも発展していきますし、そういう点では、ぜひ自然なことですから、考えていただきたいなと思います。

それで、ここで質問、今回させていただいているのは、7月7日に国連で廃絶の条約が採択されました。このことについて、幾つか伺いたいと思うのですが、この採択について、町長は、どのように受けとめられましたか。ご回答をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私が、こうした国レベルで、各国、世界の国レベルで採択をされたり、議論をされていることについて、その評価、論評をするという立場にはないですし、個人的な思いとしては、当然、そうした核兵器が廃絶、そういうものがなければいいし、また、平和であること、これは誰もの願いであります。

そういう中で、こうした条約が可決されたと。その可決されておりますけれども、それは、全会一致ではない。国においては、それぞれの国のいろんな国の政策の中で、それに反対している。また、棄権をしているところもあるわけです。

だけど、それは国際情勢の中で、そういうことが判断をされているのだろうと思います。だから、それ以上の私は論評はできません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 大きな地球規模の話になりますが、全世界の人たちが力を合せて核兵器を、非人道性を厳しく告発して、そして、その条例の中で謳っているわけで、先ほど言われたように採択は全会一致ではないんですけれど、193 カ国のうち3分の2に当たる122 カ国の賛成で採択されております。

こういうふうに日本唯一の戦争被爆国ですが、そこの人たち、核兵器のない世界を求めるといことで、長年にわたって取り組みをされた歴史的な快挙ですから、その点を、ぜひ評価してほしいなというふうに思いました。

この中で、政府の対応についてもコメントは、日本は、そういった被爆国にもかかわら

ず、この核兵器禁止条約の交渉にも参加せず反対してきています。そういった、歴史的な動きに対して背を向ける態度をとっているということに対しては、日本だけではなくて世界からも批判を招いている。そういうことがあるんですけど、そういった対応をしている日本政府について、どういうふうに町長としては思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、先ほど申しましたように、一人一人の思いは、核兵器、誰も、これが肯定している人はいないと思いますし、なくしたいという気持ちは、みんな持っていると思います。日本の政府を代表して行かれた方も、自分の個人の思いとしては、そういう思いはあると思います。

ただ、国際情勢の中で、全体の今の安全とか国防、いろいろなことの中で、国としての判断が、そうした判断をされざるを得ない。特に、今、みんなが、そういう思いで、全員一致で賛成できればいいんでしょうけれども、全員一致であれば、そういった条約をしなくても、先ほど言った宣言と一緒にすけれども、しなくてもいいかもしれませんけれども、しかし、3分の1が、それに参加しない。逆に反対をするというような、これは今の北朝鮮の状況を見ても明らかであって、そういう中での国の判断ですから、私は、このことは国民が全体で、それに対する評価をしなきゃいけないんだと思います。

どう、それを評価するのか。間違いなのか。それが、やっぱり正しい判断なのか。そのことは政治の世界になろうかと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、町長が加盟されているという、その平和首長会議ですね、ここの会議の中では、日本政府に対して署名、批准を求めるべきだということで、要請を第7回会議で法的に実効性の伴うものにするために、また、8月10日には核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議も行われております。

こういうふうにして、内閣総理大臣に提出もされておりますので、そういった会議の趣旨に賛同して、加盟されている会議で、そういうことが行われていることについての認識はあると思うんですが、そこらへんはどうなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この件については、テレビや新聞の報道等でも、この首長会議、特に、被爆を受けた、長崎、広島それぞれ首長が代表になっております。

そういう中で、当然、核兵器廃絶を願う中で、その中に参加してほしいという要請は出されているということは聞いておりますし、報道でもされております。

しかし、先ほど言いましたように、国際情勢全体の中で、国としての判断がされたと、政治的な判断をされているというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最後に日本政府としては、今まで反対の立場をとっているんですけども、日本国内で9割以上の自治体、市町が参加して、そうではなくて、ちゃんと批准せよということで声を上げて、ぜひ日本の国が条約に調印できるように、署名していくようにしていただきたいと思うんですが、その点について、もう一度最後に、禁止、日本政府が禁止条約に調印することを求めていると思いますけれども、お考えを伺います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、理想として、そうした批准がされることを願うということ、そういう願いと現実の国際情勢、そういうものを見た時に、政府がそういう判断をせざるを得ない。この点は、大きな理想と現実との差があると思います。

それは、国の所管事務として、これは政府も国民が一人ずつ選んだ国会議員によって、いろいろと政策がされる。決定をされるわけですから、そのことについては、私がどうという論評というのは、政治的な問題としてはする立場にはないと思います。

私も個人的には、当然、そういう核兵器とか、そういう兵器ですね、そういうものが全てこの世界からなくなればいいと思いますし、平和を望まない人は1人もいないと思いますし、私も平和は本当に大切だというふうに常に思っておりますから、そういう思いというのは、この首長会議の中で、現実には、なかなか、そういう対応しかできない。国ができないということがあったとしても、平和首長会議の一人一人の思いとしての要望、要求というのは、そういう中で、政府に対しても伝えていくということだというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 佐用町として、近隣で最近、神戸新聞でも紹介されていた相生市の市長が、そういう積極的に署名、政府が動いてもらうようにということで、決議をあげられたとか、それから議会も合わせて、市議会もそうですけれど、そういった対応をされています。

平和を次の世代に伝えていくという、その大事な私たちは仕事があるわけですから、その核兵器の廃絶、平和の町宣言を行って、そして、いろいろ具体的なさまざまな取り組みもしてほしいですし、実際やっておられるところはたくさんありますから、そういったところも参考にしながら、次の世代に平和を受け継ぐために、私は、町として頑張るべきではないかというふうに思います。

それを述べて、私の質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

続いて、9番、山本幹雄君の発言を許可します。

〔9番 山本幹雄君 登壇〕

9番（山本幹雄君） 9番議席の山本です。平岡議員の後、大変お疲れと思います。できるだけ手短にやりたいと思います。手短に質問しますので、手短に回答も、気持ちよい回答をお願いしたいと思います。

そういうことで、未利用地の有効利用について伺いたいと思います。

佐用町には利用されていない未利用の空き地が幾つもあります。佐用町は、面積も広く広大な土地があります。大都市から見れば佐用町の面積は、それほど評価が高くないかもしれません。しかし、それでも有効活用は考えていくべきで、まして、佐用町は山林が多く、平野面積は、それほど広くありません。佐用町にとって貴重な平地を経済的な面だけでなく、文化的な面からも有効利用を考え進めていくべきであると考えます。

ただ、今までは町所有の空き地に対しては、太陽光パネルの設置というふうに進んできました。しかし、いつまでも太陽光パネルの設置というわけにもいきません。町民の方も楽しめる町外の方も行ってみたいと思えるような有効活用を考えるべきであると思います。

そこで、久崎地区の河川沿いにある大きな町有地、ある企業から無償提供を受けた土地があります。この土地も有効活用するべきであると思うが、何か考えはあるのかを伺います。

また、町民の皆様からは、その町有地を整備しサッカー場にするべきではとの意見が出ています。光都のように芝生を張り整備すれば、かなり遠方からも練習、トレーニングにも来ていただけるのではないかと思います。

季節にもよりますが、笹ヶ丘荘に宿泊している子供たちは、日に2往復、バスで送り迎えをすると聞いています。それであるなら、佐用町でサッカー場を整備し、佐用町に来ていただくようにすることが、インバウンドの近道です。笹ヶ丘荘は、経営的にも厳しいものがあります。建て方の問題、前身の問題もあり、営利目的の建物ではありません。それだけに、営利を求めるには無理があります。しかし、厳しい意見も出ている現状では、少しでも経営状態をよくする必要があります。

そこで、そのためにも、この未利用地を、サッカー場にしてインバウンドを図り、また、笹ヶ丘荘の経営状況にも貢献できます。ぜひサッカー場にするべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からいただいております町内の未利用地の有効利用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町内には、いろいろな形で未利用地がありまして、これらの有効活用について、これまでも、いろいろと取り組み、努力をしてきたところであります。学校等の統合によります施設、また、空き地等につきましては、ご承知のとおり、今、かなり、そうした利用も進んで、大体予定ができております。

ただ、町内の中で、できれば企業の誘致、そういうことも考えて取り組んでおりますけれども、なかなか企業誘致ということが、非常に難しい事態になっておりますし、特に条件の悪い土地、こういうところがかかりあります。そういうところにつきましては、町の

将来的な財政も考えて、ああして太陽光発電事業、その用地に活用をしてきているところでもあります。

議員からご提案いただきました久崎地内の河川沿いの町有地、これは、民間企業の厚意によって寄附をいただいた用地で、約1万平米ほどの広さがございます。

これまで、この土地につきましても、地域の方々にも活用について、何か地域としても希望はないですかというお話も伺ったこともあるのですけれども、なかなか広い土地ですので、地域においては、これを管理したりすることは難しいということでありまして、町として、当面抱えております福祉施設の移転先等、この土地の活用ができるかどうか。内部的な検討をした経緯がございますけれども、具体的な計画にまでには、当然、至っておりません。

そういうことで、現段階におきましては、久崎のこの用地につきましては、まだ有効な活用を模索をしている状況でございます。

議員からご提案をいただいておりますサッカー場ということでございますけれども、ご存じのように、このたびテクノにもサッカー場施設、コートをも2面増設をするということになっております。そういうぐらいで、サッカー人口というのは非常に、今、多くて、子供たちのクラブも町内にも何チームかありますし、少ない人口の中で、サッカーをしている子供も非常に多いという現状があります。これが、芝生のコートというものができれば、サッカーだけではなくて、グラウンドゴルフとか、そういう面でも活用もできるということは確かだと思いますし、また、子供たちも喜んでくれるんだなということには思います。

また、笹ヶ丘荘の経営の面でも、ちょっと離れておりますけれども、連携をすれば、笹ヶ丘荘の経営の面でも、ある程度、貢献ができるということも考えられます。

そういうことで、提案をいただいた中で、いろいろと実際、コートが建設ができるかどうか、そういう面での検討をしてみたところでもあります。

そうした中で、やはり1万平米と言っても、この土地が、かなり不整形です。土地の活用として、どうしても1万平米あると言っても不整形な土地であって、コートを入れてみても、正式な大人用のコートは、とてもここではとれません。

また、子供用のサッカーコート、これを考えると、当然、1面は中で、かろうじてとれるんですけれども、ただ、コート1面だけつくっても、コートに対して、試合をしたり、そこでたくさんの人に来ていただこうとすれば、サブコート、トレーニングを行うスペースですね、それから当然、駐車場や、また、倉庫、トイレ、管理棟ですね、こういう施設が必要になってまいります。

そういうことで、1万平米の土地だけでは、十分な、そうしたスポーツができる。サッカーが十分にできるような施設としては、物理的に、なかなか難しいなど。そういう結論が出ております。

それと、芝コートということでありますので、相当、これ人工芝にするか、自然芝にするかということですが、自然芝にすれば、管理、これ夏場等におけば、ほとんど毎日のように水をやらないと枯れてしまいますし、芝を刈って、そういう管理をしなきゃいけない。これは、当然、相当な経費がかかります。そういう経費の面。これ、必要であれば、そうした経費も考えなきゃいけないんですけれども、管理人を、ちゃんとしっかり置かなきゃいけないというようなこと。こういうことも、当然あって、そういう中で、コートそのものが十分に使えるような土地の面積が、今のままでは、非常に物理的に難しいということでありまして、あの土地につきましては、そういうことで、先ほど申しましたように、まだ、有効な活用というのが、なかなか浮かんでおりませんので、今後、地域の皆さんにも、当然、いろいろとご意見も聞かないかんのですけれども、皆さん方からも、いろいろと提案をいただいて、町としても、早急に、できるだけ早くこれ、活用方法を考

えていきたい。

既に、上、ほこりが出ないように、碎石等も敷いたりしておりますけれども、はやもうかなり草が生えてきました。

土地としては1万平米という、空き地として、かなりの広さがありますので、これを有効な活用ができる方向というのは、当然、考えていかなければならないと思います。

ただ、今、山本議員がご提案いただいた中で、サッカーと、それからサッカーだけではなくて、グラウンドゴルフとか、そういう面で、中で、やはりこの芝コートですね、そうした広場、こういうものがほしいという、こういう希望は、私もいろんなところから聞いておりますし、佐用町内に、そうした広場があってもいいなという気持ちは、思いは持っております。

担当課とも、いろいろと佐用町の中でのスポーツ施設の状況を話し合っている中で、これから施設の集約化もしていかなないと、たくさん、いろんなものたくさんつくって、管理がたくさん、経費がかかっていくというのも、将来的に町の財政上も非常に大きな負担になりますので、できるだけ便利なところで集約化をしていくという。

1つは南光スポーツ公園、ここを有効に、今、活用をしております。

それから、ドームですね、南光のドームと、石井にもあるのですが、特に、上月のドーム。このドームの使い方等においても、南光のスポーツセンターは人工芝にドームはなっているんですけども、上月は、いわゆる土なんですね。そういうことで、なかなか利用範囲が少ないということで、これを芝、人工芝にすれば、例えば、サッカーの練習。先ほど言われました笹ヶ丘においても、テクノのサッカーコートが増えますし、今まででも、テクノでサッカーの練習や試合をする。そうしたチームの受け入れ、これが非常に、今、多いわけですね。そういう子供たちが練習をするスペースとして使えると。今のままでは、ちょっと土のままなので、使えないということなので、それとか、野球とか、そういうピッチングなんかは中でもできるということで、それも1つの笹ヶ丘の経営にもプラスになるということではないかなと。

それともう1つ、グラウンドの中で、グラウンドゴルフも含めて、芝のコートということになりますと、現在の上月のグラウンド、夜間照明もあるんですけども、体育館があって、いろんなトイレも、いろんな設備も全部あります。それから、あそこには管理をする職員も置いています。

そうした中で、上月の、今、グラウンド、ほとんど野球等には、今、使っていないんですね。ソフトの練習とかいうようなのは、各学校のグラウンドで子供たちやっていますしね、大会は、ソフトボールの大会なんかは、あそこでしますけれども、それは集約して、南光のスポーツ公園、あの多目的グラウンド、そういうところ使えば、それは十分に、それはできます。

今後の検討なんですけれども、そうした管理のことも含めて、しかも芝コート、そういうものを町内に1つつくろうと考えたら、現在の上月のグラウンド、これなんかを芝に変えるというようなことも1つの案かなというふうには考えております。

議員のほうから、そうした提案をいただいた中で、いろいろと検討した結果、現在、そういうようなことまで、いろいろと考えた中で、今、今後、さらに検討を深めていきたいと考えておりますので、また、皆さん、各位それぞれからも、また、いろんなご意見なり提案があれば、また、お寄せいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 今ね、町長のほうから答弁いただいたんですけども、その中で、上月の笹ヶ丘ドームとか、上月のグラウンドを芝にしてはどうかというふうな意見もありました。今後、笹ヶ丘のほうは人工芝においてですけども、そういうことは非常にいいことなので進めてもらいたいな。

私の質問の中であったように、インバウンドを、どう図るかというようなことも、佐用町常々考えていかなあかんということの中で、そういうことで、あそこのエムシー・ファースティコム跡を、せっきゃく 1 万平米ある土地を有効活用すればどうかと。サッカー場の面積というのは、はっきりした決まった大きさというのは、実はないらしいですね。いろいろみたいです。最大が 110 から 75、最少で 100 から 64、ちょっとそこらへん、いびつな形で、標準いうのも、標準では、90 から 120 とか 45 から 90 とか、いろいろあるみたいですけれども、そういう意味で、ちょっと確かに、あそこ自体を完全にサッカー場にして、1 面とってきちっとしたものにするには、ちょっと小さいかもわからんし、そういう意味で、整地するというのは、あそこをきれいにするというだけじゃなくして、もうちょっと、条件も高い条件とか問題もあるかもわかりませんが、そこらへんは工夫することによって面積も、もうちょっと、どうにかなるのではないかな。ここでは、これ以上は突っ込みませんけれども、そういうことも考えてみながら、あそこの有効利用いうのを考えていくべきではないかというように思っております。

それ、どういうことか言うと、実際問題、一番ええのは優良企業が来てくれて、あそこでしてくれればいいんですけども、今現在、多分それは難しい。優良企業が来て、あそこで働くところがあってというのは難しい以上、どう使うかと。

それで、今、佐用町は、いろんな意味で、インバウンド、インバウンドと言われたから、観光施設をどうすんやと、例えば、利神城跡をどうするかとか、ああいう観光、それだけではなくして、もうちょっとスポーツ等にも考えた、文化等にも考えたインバウンドもあってもいいんじゃないかと。

笹ヶ丘に聞くと、日に 2 回や 3 回ぐらいはバス出して、往復して、送り迎えしていると聞いています。それぐらいテクノにたくさん人が来ているというのであれば、やっぱり地元で、正式なものではなくして、来て、遊ぶと言ったら失礼であるかもわかりませんが、小学生とかがやるサッカーであるなら、練習とトレーニング、あともうちょっと面積的に考慮してできるように持って行って整備すれば、十分遠方からでも来て、あそこでトレーニングしてもらえるんじゃないかというふうに考えます。

あそこを芝生にすることによって、本当にグラウンドゴルフにしても、ほかのスポーツにしても十分楽しめるいうのもありますから、そこらへんを、もう一度、ちょっと伺いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、お話しいただいております、その土地、そのところをどうするかというだけではなくて、そうした佐用町内に、町外から広い意味でインバウンドと、いろんな方に来ていただく、その中で、このスポーツの力というのは非常に大きい。現実には、もう既に、笹ヶ丘の利用も、そういう関係が 7 割、8 割になっているわけです。これは、

サッカーだけではなくて、バスケット、また、ああしてビスラカップのバレーなんかを年に1回やっています。そういうスポーツもありますし、特にこの夏休み関係では、町内にある施設、これ使って、特に上月のホテルドーム、これらを非常に設備も整いましたので、有効に活用して、たくさんの合宿等でも来ていただいています。

そういう意味で、スポーツが町内の経済的な面での、また、大きな力になっていることも、これ確かなんですね。

ですから、そういう意味で、今後も、それだけではなくて、町外から来ていただくと同時に、町内の子供たち、また、町民の皆さん、その方たちにも、いい環境で、そうしたスポーツを楽しんでいただくものを提供を同時にしていくという、これが町の基本的な考え方であります。

そういうことを考えた中で、やはり昔であれば、人工芝であるとか、芝コートなんていうのは、ひとつ贅沢な、運動場であれば、土のグラウンドが当たり前の時代から、今度、テクノにもできるコートというのは、以前から、ああした人工芝で、いい環境、だから、たくさんの人が利用に来ているですけれども、だから、佐用町内にも、そういう形の設備、そういう要望に応える施設が、ここにあってもいいなという思いは持っているわけです。

ただ、先ほど、今、具体的に、今、久崎の土地につきましては、いろいろと検討もしてみたんですけれども、今のままでは、なかなか、十分に対費用と考えた時に、かなり物理的にも難しいところがあります。

特に、サッカーなんかだったら、相当、横が国道でありますから、片方は川ですけれども、蹴った、そうしたボールが出ないようにしようと思うと、相当高い当然フェンスもぐるりにつくらなきゃいけませんし、なかなか、そういう費用だけ見ても、かなりの投資が要りますし、土地も、先ほど具体的には言われませんでしたけれども、あのままでは不整形になっています。一部、まだ、民間の土地等を、そこでということになれば買収も考えるということもしないと、利用は、なかなか難しいということです。ただ、それをしようとする、それだけのお金もかかりますし、そういう中で、先ほど言ったような、今の状況、全体を見て、これから管理も含め、また、活用のしやすさ、そういうことから考えて、今ある施設、そういうものも、だんだんと子供の数も減って、利用団体も減ってきていることは確かなので、そういう中で、より整備するところは整備していったら、集約をしていけば、利用していただく方にも満足していただきながら、町も、そうした経費の面でも軽減もできるだろうと、そういうことを、今、検討させていただいているということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） あそこは、確かに、形はきちっとした形ではなくして、もうちょっと土地の面積を広げながら、そこらは、ちょっと今、町長言われておったような形で広げることによって、ある意味、経費はかかりますけれども、ある程度のものはできるのではないかなというふうに思っております。

クラブ、運動、私もやっていました。高校、大学とね。だいたい練習には基礎練習と、それから試合形式の練習ありましたね。基礎練習と言ったら走ったり、飛んだり、サッカーだったら、試合じゃなくして、シュート打ったりとかいう部分な形になるから、十分あそこで、例え高校生であっても基礎的練習する場所としては、十分に使えると思います。ただ、試合では難しいという、町長、言われるように難しいのかもわかりません。フット

サルぐらいだったら、それでも十分できるかも知れない。

だけど、例えば、テクノが1日使えないとなって、午前中だけ、あそこで大学のサッカー一部が来て練習するとか、サッカー部じゃなくてもいいんですよ。何でもいいので、どのスポーツでも、基礎的練習いっぱいしますから、合宿なんか行ったら、基本は基礎的練習です。飛んで走って、基本がそれになりますからね。そういう場所としては、十分使えると思うんです。

常に試合だけするわけではない。どのスポーツでもそうだと思います。僕、柔道もやっていましたけど、柔道でもそうです。合宿になると、そんなもん乱取りばかりしません。基本的な基礎的練習いっぱいしますから、体力づくりしますから、そういう場所として十分使えるし、もうちょっと面積的にも工夫すれば、十分利用可能だと。

それで、佐用町の人口、本当に減っていますよね。人口の減少が一番激しいという。だけど、ちょっとでも遠くから佐用町に来る。観光だけじゃなくして、いろんな状況で佐用町訪ねてくる人がたくさん増えれば増えるほど将来的に佐用町の人口の減少はとめられるということが1点と。

子供の時に佐用町にいそしんでいれば、大きくなれば佐用町に移転しようかという人も増えてくるんじゃないかと。

そういう、今、はっきり言って、今の今いうより、種を植えると言ったら変ですけども、種をまくと言えは変ですけども、今、そういう子供たちに佐用町はどういうところやということに、少しでも多く来てもらうことが、10年後、20年後の佐用町の発展につながるんじゃないかというふうに思うので、もうちょっとしつこいようになるかも知れないけれども、町長にもう一步踏み込んだ答弁がほしいなと思うんですけど、どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 思いは一緒です。考え方も変わっておりませんし、もう一步と言って、今先ほど、私、かなり突っ込んだといいますか一步前へ行った、検討した結果の話もさせていただきました。

ですから、決して、あそこが全く何もできないわけじゃない。それだけの有効活用、ただ、活用する方法として、ほかの土地も当然一緒に、いいところがあれば、そういう形で考えたらいいと思っていますし、また、現在、今、お話の土地については、じゃあ何に使うのか、これについても、先ほど何も今のところ、なかなかこれも、そうした具体的なものというのが思い浮かばないといいますか、出ていない中で、一番いいのは、先ほど、議員もお話のように企業が、ここに来ていただければ一番いいし、それも全くゼロではない。その土地の条件として、元々土地が寄附いただいた土地ですから、本当にいい企業がここに、佐用町に来ていただけるんでしたら、例えば、無償で提供しても、佐用町は何もプラスの分のほうが大きいわけですね。

そういうことも含めて、土地が今言われるようなスポーツとか、そういう面については、ほかの土地も、施設で、そういうことが可能であれば、あの土地についても、そうした公募をするとか、そういうことも、これからする必要もあろうかなと、私は思っているんですけども、いろいろとこれ、活用、できるだけ、どこにたくさん土地があると言っても、じゃあ、すぐ使える土地、そんなにどこにもあるわけじゃないんで、その土地、有効な土地、ある意味では未利用地と言いながら、非常に有効な土地なんです。そうした、町の将来につながるような、活用にしていきたいなというふうに思っています。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 最後に、一番大きな障害というのは面積的な部分があるのかなという感じに聞きましたので、そこらへんの要件が一番する上で問題になっているということであるなら、そこらへんをうまいことクリアすることができたら、もうちょっと突っ込んだ意見を、答弁をもらえるかなということで、いいんですかね。
そこらへんだけ、もういっぺん確認だけ。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そこは、今ある土地の中で考えると、かなり不整形ですし、ただ、そういう今、言われるような土地の問題を、ある程度、改善するような周囲の土地も含めた中で考えると言っても、それは相手さんがあることですし、また、それでも、まだ、十分な土地なのか、先ほど言いましたように、議員もお話のように、コートがあれば、それで使えるだけではないので、それを活用するためには、それを管理する、また、活用するための附属的な施設も全部要りますし、それと最終、もう1つは経費の面ですね。これは、お金を使ったらいいがなと、それは当然、必要なものは使ったらいいと思うんですけども、必要以上に、そこを使うために、ほかでやれば、もっと経費が節減できるのに、そこをわざわざ使うために、それだけの余分な経費を使うというのも、これもまた、違うと思いますし、全体的に、それは検討していかなければならないところだと思います。

ただ、今の状況、今の土地の形状だけでは、非常にサッカーということに特化すれば、非常に難しいだろう。グラウンドゴルフだけなら十分なんですけれどもね。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） はい、わかりました。
そしたらね、答弁いただきまして、あと笹ヶ丘と上月のグラウンドが芝生になるということを、町長のほうからも返事もらいましたので、そういうことで、質問を終わりたいと思います。
はい、ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 山本幹雄君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時ちょうど、1時零分から再開します。

午前 1 1 時 3 3 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

6 番、石堂 基君の発言を許可します。

〔6 番 石堂 基君 登壇〕

6 番（石堂 基君） 6 番議席、石堂です。

今回、私は、今後の道路維持管理について一般質問をさせていただきます。

道路の維持管理として行われている除草作業は、美化や景観保全の面だけではなく、交通の面からも重要な作業として道路管理者はもとより、地域住民による美化活動として続けられています。しかしながら、近年においては国県道除草作業の回数減や土砂除却作業の廃止などがあり、十分な維持管理が行われていない現状にあります。さらには、地域住民の高齢化や減少により従来のような地域での美化活動ができない状況になりつつあります。こうした現状は、町道などについても同様なことから今後の道路維持管理について検討が必要ではないかと、以下の項目について伺います。

1 点目、町道の巡回点検は定期的に行われていますか。

2 点目、町道の除草作業及び堆積土砂除去作業の実施状況について。

3 点目、集落間町道として自治会等に維持管理委託している状況について。

4 点目、町道の維持管理、除草、あるいは落石等に関する年間の相談件数。地域から上がっている要望等も含めて、状況についてお知らせください。

以上、この場での質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今議会、一般質問最後の石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

町道の維持管理についてのご質問でございます。

まず、本町の町道の総延長、約 690 キロメートルございまして、そのうち、通常管理している集落内、また、集落間を結ぶ町道の延長は約 420 キロメートルとなっております。

町道の維持管理といたしまして、路肩の除草作業、路面の補修、支障木の除去等、地域住民の皆さんのご協力を得ながら維持管理に努めているところでございます。

その中で、除草作業につきましては、集落を結ぶ主要な集落間道路におきましては、それぞれの集落に委託し除草作業を行っていただいております。また、集落内の道路につきましては、地域住民の皆様の協力によって、除草作業を行っていただいているのが現状でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、地域住民の皆さんの高齢化や減少によりまして、従来のような活動ができない状況になりつつあることは十分承知をいたしております。

まず、ご質問 1 点目の町道の巡回点検は、定期的に行われているかということについてでございますが、本町では、約 420 キロメートルと非常に長い道路を、管理をいたしてお

ります。町道の巡回点検につきましては、主要な路線を中心に、不定期による巡回点検を行っているほか、職員が現場等に向かう際に併せて点検を行っておりますが、十分な点検が行われていないのが現状だと思います。そのため、破損箇所等の発見など、自治会からの連絡や住民からの通報によることが多く、地域住民の目が大きな役割を果たしていただいております。また、落石、倒木等が多く見られるような路線につきましては、特に、暴風雨、台風等の前後には、重点的な巡回パトロールを行っております。

次に、2点目の道路の除草作業及び堆積土砂除去作業の実施状況ということについてでございますが、町道の維持管理につきましては、行政と地元集落とが協働により管理をしているのが現状でありまして、集落内の草刈りにつきましては、従来から地元住民の皆さんの積極的な活動により、環境美化と良好な道路の保全に努めていただき、利用者の安全確保が図られてきております。年々、高齢化が進み、人手不足、人材不足も深刻な問題を抱える中での活動は、非常に御苦勞をいただいていると感謝をいたしているところでございます。また、集落を結ぶ主要な集落間町道の草刈りにつきましては、これは、地元と調整をさせていただき、指定の路線につきましては、地元自治会に委託をして実施しているところもあります。また、地元自治会で受けていただけない箇所につきましては、シルバー人材センターに業務委託をして、これを行っております。

次に、堆積土砂除去作業につきましては、自治会からの要望等により、毎年予算化をして実施しておりますが、応急的な処置については職員で対応し、通常は、小規模緊急工事として業者により対応をいたしております。また、歩道等がある箇所につきましては、草刈りのみの作業となり土砂の除去ができていないところが点在しているのが現状だと思います。

次に、3点目の集落間町道として自治会等に維持管理委託している距離延長ということでございますが、平成29年度の実施予定の除草作業といたしまして、地元へは36自治会48路線、延長で約63キロメートルで、シルバー人材センターへの業務委託につきましては、12路線、延長約26キロメートル、合計約89キロメートルとなりまして、通常管理している延長の約2割強が、こうした形で委託をして除草作業等を行っております。

最後に、4点目の町道の維持管理等に関する年間の集落から、自治会からの相談件数ということでございますが、維持管理に関する相談件数といたしましては、年間約60件程度となっておりますが、そのうち、除草については5件程度、また、落石について10件程度、動物の死骸処理が多くて20件、また、路面の陥没の相談なり通報ということが20件程度、また、支障木これが5件程度などがありまして、近年、地元それぞれの自治会の活動人員の高齢化、そういう人口減少の中で集落間の除草作業が困難になってきたとの相談が平成27年度で3件、平成28年度も3件あります。また、今年になってからも1件、そうした集落間の除草作業が困難になってきたということで、何とかしてほしいというような相談を受けております。

また、隣地からの支障木や雑草が生い茂り通行の妨げになっている等の自治会長からの相談や要望、道路利用者からの通報等も、最近、多く見受けられるようになっているのが現状でございます。

以上、道路管理についての現状を報告申し上げまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君）

はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） それでは早速、再質問に入りますが、少し、再質問に入る前に、なぜ今回、こうした質問をさせていただくか、どの程度の課題というふうに自分では捉えているかということも含めまして、ちょっと全く関係ないところからお話をするんですし、皆さん、全く興味ないと思うのですけれども、私実は、今年、還暦、60 歳になりまして、今朝もそうですけれども、今朝、お天気がよかったんで、うちの母親、大正 14 年生まれなんですけれども、裏の畑ののりの草刈りを鎌でやってくれていまして、これごく普通の風景なんですけれども、冷静に考えると、私、あと 30 年機械を持って、鎌を持って草刈りをしなければいけないのかなと。

これからの議論の中にも出てきますけれども、地域なり集落でというのは、相当今も頑張って町道なり河川等の共同作業として、そういうような活動をやっています。これを、あと 30 年続ける自信が自分でもない。それは、個人の問題なんですけれども、これは現時点では、個人じゃなく、これからは地域全体の問題になってくるだろうというふうなことも、かねてから思っていました。

さらには、本年度議会のほうで実施しました議会報告会、今回は、議運の委員長なんかの計らいもあって、全体に議会の報告をするんじゃないしに、住民の皆さんから、いろんな地域の課題について話を出していただいて、それについて議論をする、意見交換をするという時間を非常に多くとりまして、必然的に地域からの意見というのが要望、今現在抱えている問題、そうしたもので出てきました。

特にその中で、全地域を共通して多く出てきたのが、国県道の除草ですね、草刈りの問題、課題ですね。どうしても、その年 1 回になってというような話ですね。

まあ、そこらも着眼しまして、これは議会報告会の課題として、議会全体でも協議をして、ある程度のとりまとめを行った後に、担当である光都土木事務所のほうの所長、あるいは担当課長との協議というのか意見交換も議長なりとさせていただいたんですけれども、その中というのか、そうした状況も含めて、今回、少し一般質問に上げさせていただいています。

先ほど、答弁いただいた終盤以降の内容で、やっぱり地域からのいろんな要望も増えて来ている。あるいは、これまで集落間の主要町道については、地元のほうに委託していたけれども、それすらもやりにくい、受け手のほうの労力の関係なんかもあって、だんだん委託件数が減ってきているというような答弁がされたので、現状としては、町長、明らかにおわかりだと思うんですけれども、そうした状況であります。

さらに言えば、少しは、町道本体じゃないんですけれども、国県道から、まず問題解明していくのに、当然のことながら管理責任は県ですから、町長に伺ってどうこうじゃないんですが、やっぱり道路、公共交通の柱である道路をいかに地域の中で守っていくかという観点で聞いていただきたいんですが、やっぱり兵庫県自身が、道路管理の中で、特に震災以降、県の行財政改革の一環で、いろんなことを効率的に縮減をしていった経過があります。

先般も光都土木でお話をさせていただいた時に、確かに草刈りの回数は年 2 回から 1 回に減りましたと。経過的には、7 年、8 年前だと思うんですけれども、その時以降、やっぱり道路の状況というのは、徐々に、管理が十分に行き届いていない状況が出てきていると思うのですよ。それが、どこに出てきているかというと、やっぱり長い期間を要して、道路の周辺、道路本体は当然、陥没、クラック、傷みがあれば補修改良されてきていますけれども、草刈りが 1 回になることによって、当然、草が繁茂している状態というのは、これは町道、県道、国道問わず、非常に目に見えてきている。

草が繁茂する。年 1 回しか刈らない。従来でしたら国県道は道路周辺の土砂を掃除するためにロードスイーパーが走っていましたがけれども、このロードスイーパーも、今現在は

運行されていないと。この管内では。

土砂が堆積することによって、さらに路肩に草が繁茂し、年1回しか刈らないから、さらに土砂がたまり、もうこの悪循環で、ここ5年、あるいは10年の間に非常にこの道路の路肩、歩道周辺というのは状況が悪くなってきていると思います。

これを町道にも、そのまま置きかえられるかなと。ただ、町道は従前、ロードスweeperがありませんので、これどうこうは関係ないんですけれども、やっぱり年間の草刈りの回数なりが減ることによって、土砂がだんだん、だんだん堆積してきて繁茂がひどくなる。繁茂がひどくなることによって根の強い草が残ってきている。さらに刈りにくい、しんどいということですね。

そうした状況を、少し考えていただいたら、景観的にも、私はこの4年間、5年間の間に、非常に町道も国県道も変わってきたなというふうな印象を持っていますし、実際に観察していて、そう思うんですね。

この景観的なところは、本来の道路機能だけの問題で言えば、問題がないんかなと思うんですけれども、やっぱり地域創生なりの観点から、やっぱり美しい地域、美しくなくても、すべからくそういうふうな草が繁茂しているような状態の道路が生活道として存在すること自身は、住んでいる住民からすれば、非常に心苦しいところがあります。

そうした観点で、今現在の道路状況、特に道路の周辺状況ですね、このあたり改めて町長の感覚の中では、ここ数年、やっぱり景観的には相当変わってきているという印象をお持ちかどうか、それを単純に、ここでちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 景観的に、それは毎日見ていることですから、非常に道路のほうに草のはみ出てきたり、なかなか木が道路に覆いかぶさってきたり、そういうところが、ずっと増えてきたというのは、これは既に、誰もが、私も実感しているところです。

それに対して、まがりなりにも道路の安全確保するためには、例えば、県においても県道、今まで2回されていたということなんですけれども、1回は1メートルほどの間は、除草作業もされております。町道におきましては、なかなか全部を町がするという、これは、いわゆる最終的には経費の問題です。これだけの延長あるところを、道路の管理だけに、当然、業者委託をすれば、それは当然、できないことなんですけれども、やはり財政的なこと考えると、みんなのお金ですから、町民の皆さんも住民の皆さんも一緒に協力していただいて、少しでも、そうした財政的にも町に大きな負担がかからないような運営を町政としてはしていかなきゃいけないだろうということ、お願いをしてやってきているわけです。

ですから、町としても、そう言いながら、先ほど申し上げましたような時代が、どんどん状況変わって、昔は、こうした道路の路肩の草、また、山に接しているところというようなところは、草刈り場として牛の餌とか雑草を堆肥として使う。そういうことで使われたんですけれども、とうにそういうことがされない時代になりましたし、個人の田んぼでさえ放置されております。

また、山の管理というのも個人では、もうできない状況になってきております。

そういうことで、道路に接している、特に草だけではなくて、大きな木が生い茂ってきて、通行の障害にも既になっているということで、近年においては、町もかなりの町費をかけて、そうしたところの伐採を行ってきているということで、今年もそういうところ

を、また、当然、計画をしております。

こういう状況の中で、これも個人ではできない。じゃあ、誰がするか。最終的には、この行政として、これをどう対応していくかということになってきているわけですが、しかし、先ほど申し上げましたような形で、莫大な費用もかかってくるので、町民の皆さんのお金を、どう使うかという中で、できる限り、地域の方にも、そうした長年の地域を自分たちで守ると。地域の美化活動とか、そういうことをやってきていただいたそういうものを、少しでも引き続いてお願いしていきたいということで、地域の相談があった時も、そういう話をさせていただきながら、やむを得ないところは、シルバー人材センターというようなところで、今、対応しているというのが状況ですので、そういう、だんだんと昔のようなきれいに、道の端が、草がないというような状況から、どこへ行っても草が道のほうにまではみ出してくるようなところも多くなっていること、そのことは、実態として、よく理解をして見ております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） ちょっと、くどいようですけれども、手元に、これまでに撮りためた写真があるので、簡単に、今、申し上げた内容なんですけれども、少し見ていただきたいんですが、これ先ほど言いましたように、歩道がある。これは県道ですけれども、これ車道側と歩道側と分離する縁石ですね。でも、縁石が見えない状態。これ6月に撮影した分なんですけれども、この後、7月以降、国県道なんかは除草作業が行われるということで、町道なんかも同じような形で、なぜこうやって縁石が見えないぐらいに草が繁茂する状態になっているかというのは、これ多分、職員の皆さんも、あんまりこれまで、そんなに印象ないと思うのですよ。でも、改めて見たら、今、現状こうなっている。

過去には、草刈りが行われていたことによって、ある程度、ここに土砂がたまらずに流れていたやつが、今、こっちに土砂がたまって、こっちに土砂がたまって、車道側から言えば、当然、勾配こうついていますから、縁石のほうに水が流れてくる。歩道のほうに流れてくる。

ところが、もう水の逃げ場がないので、どうしてもここの両側に土がたまって草が生える。こういう状況ですね。それから、これは一緒ですね。

これ、これは早瀬ですね。撮影日9月13日、ちょっと手が遅いので、昨日、撮ってきたんですけれども、実は、ここも7月、8月に草刈りしてあるところですよ。にもかかわらず、もうこういう状態ですね。2カ月の間に。

それで、これさっき言われた、町長言われたとこですね。除草作業行った後でも、もう既に、草が当然、生えてきている。さらに言えば、オーバーハングで、そののり面の上の樹木、ここは、こういう場所多いと思うのですよ。樹木だけだったら、真っ直ぐ上がるんですけれども、それが葛が張りついて、どうしてもオーバーハングの度合いが過去に比べてひどい。これが、だんだん、だんだん交通の支障になっていくという。

これも最近の写真ですけれども、これは町道だったかな。三日月のほうですけども、もうここも横の獣害のフェンスですね、ここから葛が下りてきて、もう車道側、路側線見えないですね。こういう状態になっている。当然、これも草刈りやった後。これも9月ですね。写真撮影したの。

さらに言えば、当然のことながら、地域の住民の方が、除草作業の前に自分とこの田んぼの周辺というのを、歩道側も刈ってきている。こういう場所もあります。

ただ、これは地権者によりけりで、この写真撮影した反対側が、振りかえると、こういうふうになるんですね。周辺の地権者が違うことによって、管理の違いが、ここまで出てきている。

こうしたことが、国県道問わず、町道も一緒だと思うんですよ。

こうした現状の中で、さらに除草作業なんかが必要ですよという話じゃなしに、この道路の管理自身を、これからどう考えていくかということが、私は、今日、申し上げたいかなというふうに思っています。

ここからは、質問項目に伴って、再質問に入らせていただくんですけども、町内の町道の関係の巡回点検、これ不定期で主要道路を中心にして、職員のほうで対応しているということなんですけれども、これ多分、主要道路というのは、1級、2級道が中心だと思うんです。

町内でいけば、例えば、3級なんかでも水道、上水道なんかの管路が走っている3級町道なんかがありますよね。あそこらも、当然のことながら水道関係から言えば、まあまあ管理下にあって当たり前。どちらかというと、緊急の場合には点検とか修理なんかで利用しなければいけない道路なんですけれども、そのあたりは、例えば、だいたい限られた路線ですよ。管路で主要管路が入っている3級町道なんかというのは、当然、把握されていると思うんですけども、そのあたりの管理点検、道路の管理点検とか、あるいはその管路の管理点検というのは、課長のほう、上水道のほうでは、どういうふうにされていますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） うちの道路埋設の管路につきましては、特段、今、おっしゃるような除草とか、そういうような分についての点検とか、そういうようなのは行っておりません。

埋設している仕切弁の状態であるとか、それによる陥没であるとか、道路上支障がないかというのは、不定期にはなりますがチェックはしておりますが、除草とか、そういうような分についてのあれは、うちのほうでは行っておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 私、通常に道路として維持管理する中で、上水道にどのようなのというような話じゃなしに、緊急の場合、例えば、トラブルとかのあった場合に、当然、管路点検とか漏水とかっていう場合、そういう道路走りますけれども、そういう時に、さっき答弁の中にもありましたけれども、特に3級町道なんかは、山の中が多いですから、以前に課長なんかとも現場歩きましたけれども、ああいう状況の中で、道路に垂れかかっている木ですね、そういうようなやつが風とか、そういうような影響で途中、倒れている。いざ緊急の場合に修理に走ろうとした場合に、まず、交通支障から起こるというふうなことがないように、定期的そのへんの、管路の点検も含めてが必要かなと思うんです。

本題に戻して、町道の管理点検ですね。これは、今現在、主要道路を中心にして、不定期に行っているんですけども、これを、そろそろ、ある程度、スケジュール的に

決めて、点検を作業の中に入れていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

まあまあ、さっきも言われたように、要望があった時には対応できますよなんですけれども、やっぱり主要の幹線の町道については、緊急時にすぐ使用できなければいけないと。

特に、今も落石とか、それから風倒木の関係で言えば、災害で必要な時に使えない道路では仕方がないので、そのへんは普段からの定期的な点検というのが必要かなと。

県内の状況を見ていると、道路管理で条例制定をして、その中に地元の監視員を設置しているところも見受けられるんですけども、そうした対応も、そろそろ必要じゃないかなと思うんですけども、特に、そうすれば、地元から、今、上がってきてる、いろいろな除草、あるいは土砂の除却、あるいは落石とか、倒木とか、要望件数も年々増えているみたいですけども、そのあたりもカバー、事前にできる状況ができるんじゃないかなと思うので、この点検作業というのを定期的に行っていくというようなことを考えるべきじゃないかなと思うのですが、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほどの、例えば、水道施設なんかがある特別なつくっている管理用の道路ですね、この件については、その水道課、上下水道課管理しているところだけではなくて、当然、建設課と連携してですけども、その管理ができるようなには、少なくとも道を確保していると。道路で、例えば災害で土砂が落ちて、そこへ通行が不能になるようなところもあります。それに対しては、当然、その修理もしておりますし、私も十分知っておりますけれども、そうした道においても、支障木があるところなんかには、それは水道課で切ったり、除却することもありますし、当然それは、管理として施設がある以上、そこにちゃんと管理ができるだけの道路を確保していくというのは、これはもう管理をしているとこの責任ですから、課長何もしていませんというような言い方してはいますけれども、そうじゃない。ちゃんと、それは確保しております。

それから、道路のこの点検ですけども、建設課のほうでは不定期というふうに言うてますけれども、その中で、そうした落石とか、道路として、かなりそういう危険のあるところというのは、十分把握していますから、それについては、大雨が降ったり、そうした後、点検にもちゃんと道路パトしておりますし、不定期といっても、かなり全体としては把握できるような体制は、私は、とっていると思っております。

それと、それぞれ現場があって、現場に行く時には、通常の業務としての中で見ておりますし、これ、町道ですから、例えば、私なんかは建設課のほうには、時々ですけども、たびたびと言っていいかな、自分が走って、ここは危ないとか、ここは陥没しているとか、そういう時には、建設課のほうに、これを対処するように、修理するよという指示もしております。

ただ、議員が言われるように、それを組織的に、きちっと規定を決めてやる時代じゃないかというお話なので、そういう点については、毎年1回するとかいうようなことぐらいなら簡単にはできるんですけども、なかなか、これだけの町道、420キロ、そういう3級町道まで含めると、もっとあるかもしれません。基本的には、やっぱり、佐用町は、そういう地域の自治ということについて、今も自治会長という制度で、皆さんに地域、いろいろをお願いをして、自治会長との連携というのを、しっかりととりながら、地域のいろんな課題解決にもやろうという体制をつくっておりますからね、そういう意味で、ほと

んどの自治会長さんは、そうした災害の後なんかは、必ず見て回っていただいておりますし、通常でも、問題があるところ、これはほとんどが自治会長さんから細かいところは担当課のほうに、そういう箇所、要望という形で上がってきておりますのでね、この体制は、やっぱり一番大事だというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 決して、私、上下水道課長を守るわけじゃないんですけれども、上下水道課長の答弁、私は、そう聞いていませんからね。町長は、そう聞いたったんかもわからんけど、道路管理としての点検は行っていない。通常の上下水道の管路の点検と合せて行っているということで、私が聞いていますので、町長、少し誤解をされていたので、その誤解だけは解いておいてください。

私が言った、その定期的な点検というのは、これ今の状況の中で、風水害も含めて、いつ、どんな災害なりが起こるかかわからない。事前に、あらかじめ、そういうようなことを予知するというのは、非常に困難なわけですから、道路管理の一面から定期的に月に1回なり2回は担当課というのは、しんどいと思うので、そういうようなことを、地域の作業の中にお願ひできない。監視員として設置してもらって、月に1回、2回の巡回というのが、地元になんかおきてくると、地元の間人というの、最低でも月に1回、2回、必ず通りますのでね。3級町道なんかも含めて。それで、異常があれば報告する。異常がなければ報告しない。あるいは、落石が最近増えてきたよ。この間の雨で排水路が違ふところに行っているよ。排水が埋もれかけているよというふうな、きめ細かな状況というのが、定期的にすることによって、管理者に伝わりやすいのかなと。

今現在、当然、地域の要望なり意見なり状況を報告していただくのに、自治会長を中心にとというのは、そのシステムは、当然よくわかっていますし、それが一番だと思っています。

ただ、道路管理者としての責務として、あらかじめの予測ということ、今の状況ということ、これを把握するところから、もう少し定期的に管理する体制を整備してもいいんじゃないですかというふうに申し上げているんです。

それで、そのことをやることによって、従来の要望なり修繕箇所がいかに防げるかというのは、これはちょっと別の問題で、逆に言えば、修繕なり要望箇所が増えてくる可能性のほうが大きいかなとは思っています。

ただ、管理者の責務として、それをきめ細かにやるということが、その道路自身の維持の保全ということにつながっていくんじゃないかなと。

さらに言えば、ここ数年、ここ最近予算の中でも、あまり聞いていないのですけれども、やっぱり町道の特に集落間町道なんかであった落石です。道路を取り巻く状況というのは、全然変わってきていて、思わぬ、そういうようなものが増えてきていると。

それで、その防止策も町も予算をやってガードレールだとか、木堀であるとかとやって、工事をやっているんですけれども、あの状況は、やっぱり徐々に、徐々に路線的には広がってくると思うので、そうした状況を早めに察知する意味からも、石が落ちてきたよじゃなしに、小石が落ちてきているんやけどというような状況把握が、もう、そろそろ必要な時期になってきているん違うかなと思うんですけれども、再度、町長に伺います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 道路のそうした管理上、例えば、地域の中で、特別な、そういう監視員制度というようなのを、例えば、つくるといふ形になりますと、どうしても地域の皆さん方に、また、新たな役をつくらなきゃいけませんし、町といたしましては、全町同じようにしなきゃいけませんから、これはやはり、また、同じように集落にお願いせないかんということです。

結果的には、今のような、これまでも自治会長を中心に、役員、自治会長さんに、そうした役割もお願いをしてきておりまして、それを改めて、今度は、監視員を、またやってく下さいと言ったら、自治会長にしたら、今までしていることについて、改めて、それ以上の何かをするというような捉え方にもなりますし、そういう中で、これまで、地域との、そういう行政の中で進める上で、自治会長さんに、いろいろとこれまでも、いろんな面でお世話になりますし、お願いをしてきておりますので、逆に自治会長さんにしたら、そういう面から、例えば、自治会長の仕事を別だという話になってしまうと、これはまた、いろんな面で、今度、やりにくい。支障が出てくると思います。

だから、現在の私は、こうして自治会長さんも道路関係とか、そういうことについては、自分の自治会長としての、ある意味では役割というふうな認識をいただいていると思うんです。そういう中で、道路関係の要望とか、また、連絡というのが、一番、自治会長からいただくのが多いので、それは、自治会長さんが、そういう役割を担っていただいているということの中で、担当課のほうも連携をとって進めていくということ。このことが一番大事かと思います。いいのじゃないかというふうに思っています。

それと、落石とか、そういう問題についても、当然、担当課のほうも、そういう危険な箇所については、把握しておりますし、落ちたものだけを処理じゃなくって、そういうことが、できるだけ事前に対処できるように、これは大変な大きな予算も伴いますので、なかなか全路線について、完全な対策というのは、それは難しいわけですがけれども、町としても、それの上に、今、今年も久木原のあの路線なんかも、かなり落石防止を含めた対策をしております。大日山の線路も、そういうこともやっておりますしね。これは当然、担当課として通常の管理の中で、状況をさらに悪くなりそうところについては、事前にちゃんと対策をしていくというようなことも、これも町の事業としては、当然、今、一番大きな事業になってきているのではないかなというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 公共施設の道路を中心にした監視員の提案については、却下されたということで、お伺いしておきましょう。

一歩引きまして、除草作業なり堆積土砂の作業、これのほうの実施状況で再質問させていただきます。

実際に、町内の道路、本当に長い 690 キロのうち管理道路が 420 キロ、これについて除草作業なり、堆積土砂の除却作業を行っているということで、各地域、自治会が主体的にやっている分については、後ほど述べるとして、今現在、報告、答弁にありました、その集落間の委託分ですね、維持管理を委託している路線、シルバーと合せて 89 キロ。合わせてと言いながら、本来は、元々は地元の自治会のほうに集落間町道の除草作業をお願い

していました。そのうちの路線が幾つか、結局、地元のほうでは対応を、もう、しきれないので、何とか町のほうに管理を返したいということで、これ流れながらシルバーにいつているのかなと思うんですけども、この維持管理を自治会なり、シルバーのほうに委託している内容で、路線の延長なりはわかったんですけども、これ経費的には、どういうふうにはなっていますか。これは、担当課長のほうから。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、課長。

建設課長（横山重明君） 経費につきましては、平成 28 年度実績でいきますと、自治会数としては 36 自治会にお願いしております。金額にしまして、約 200 万円程度になります。シルバーに委託している分が、67 万円程度になっております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） これ、先ほどの答弁の中で、自治会のほうに委託している内容なりというのが、（聴取不能）的には徐々に変わってきて、自治会のほうで受託というのが難しくなっている状況ですね。このことについては、答弁の中でも、町長、これから先も、さらにこの状況は増えてくるだろうというふうに言われたんですけども、これ数年のうちに、数年のうちと断言はできないんですが、これ全てシルバーにというふうなことも、当然のことながら想定の中にはあるわけですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これはできる限り、やはり地域の住民の皆さんの道路でもあります。お互いに、地域を自分たちで守っていこうという、そういう 1 つの大きな活動にもなっているというふうに思うのですね。

ですから、できる限り、今、町がお願いしているような形で、地域で取り組んでいただきたいなという思いはあります。

ただ、状況的に高齢化していつていますし、なかなか、そうした作業をされる人も少なくなっているという中では、じゃあ、どうするかということになると、今はシルバー。

ただ、シルバーもですね、これを本当にシルバー人材センターばかり、今、何でもシルバー、シルバーという、お願いするということ言っていますけれども、シルバーで受けていただけるようなシルバーの人材も確保できるかどうかというのが、これは、ここもやっぱり難しい状況になると、私は思っております。

この中で、最終的には経費の問題です。県のような形で、そうした土木業者なり、民間に事業として、工事として委託する。請負を出すということに、そういう形で作業をしますと、これ全部、除草した草、そういうものが産廃という形になります。

にしはりま環境事務組合なりでもですね、時々、ちょっと問題になったりするんですけども、たつのなんか、みんなそういう形で、どこにも持って行くところないので、一旦は、

にしはりま環境のところに受けて、それを今度、そうした産廃の施設である産廃として、ライフオスさんなり、（聴取不能）で処理をお願いしていると、そういう扱いをして事業をやっているところも出てきております。

そうすると、非常に刈る手間だけの費用じゃなくって、処理費用というのが非常に莫大になるわけですね。

だから、このへんがこれまで地元で、地域で作業を行っていけば、当然これは、田んぼや畑、そういうところにも置いて、言わば腐らして、堆肥にもしていくというような、そういう形で、現在、シルバー等においても地域内での処理ですね、そういうことで、経費も安くできるようにしているわけですね。

そのこのところを、厳密にどうだと言いかけると、本当にここのところ非常に難しい問題になってしまいますのでね、だから、できるだけシルバーがお手伝いをするにしても、地元で、地域でそれを行っていただいているという原則、こういうところを、ある意味では、無駄な、無駄と言いますか、多額の経費を使わず済むように、お互いに考えていくというのも、これも町民にとっては、自分たちの町民の皆さんのお金ですから、経費の節減ということも、やっぱり考えていくべきじゃないかなというふうには思っているところで

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君）

石堂議員。

6 番（石堂 基君）

くしくも答弁の中に、無駄なという言葉が出てきまして、ちょっと、意味を取り違えると、大きな過ちを犯すんですけれども、確かに、従来だったら、地域、特に町道については、地域の私たちの生活道路ですから、自分らできれいにする。自分らで保持していくというのは、これは今さら申し上げるまでもなく、各地域というのは、できていると思うのです。

今回、質問させていただいたのは、別に具体的に、じゃあ、今年、来年の話でこうしなさいとかという話じゃなしに、やっぱり今の現状を、1 回、まず、認識をしていただいて、例えば、部分的にできないところを、長い年月の間に集落間の主要町道なんかについては、集落の維持作業の中では、ちょっとこれ、誰が通るかわからんし、集落間やしということで、集落に委託をしてきましたと。それも、当然のことながらありき。それが、今度、集落のほうも作業人員が少なくなってくるし負担が大きいから、もうそろそろこの路線だけはこらえてねという、その話も当然、理解できる。それをシルバーに、とりあえず、どうしても管理しなければいけないので委託しているということで、内容は、十分にわかるんです。

ただ、その経費が、例えば、さっき課長のほうに答弁していただいたように、集落間の自治会の委託分とシルバー合せて、年間 270 万円、90 キロというと、これメーター当たり、多分、何十円の話ですよ。実際に、国県道なんかは、メーター当たり何百円という、当然、さっき町長が答弁されたように、その中には、土木の積算プラス産廃の処理費等々も含めて、当然、単価は高くなるんですけれども、そのあたりのやっぱり作業単価の違いも、僕は、将来的には、やっぱり見据えておかないかんと思うんですよ。

それで、今、集落間をお願いしているところが、必然的にできなくなっているんですよという路線が増えてきている。

さらに言えば、集落間ではなかったも、その延長の中で、集落のほうでは、どうしてもできないところができてきた時には、そこをやらざるを得ない。これは道路管理者の責務

ですから、それができてきた時に、じゃあまた、シルバーですかと言ったら、そういうわけにはいかないと僕は思うんですね。

本来のシルバーの、まあ本来の業務ではないと言い切れないんですけども、やっぱり道路管理者として、それを一定管理していく除草作業なり、堆積土砂の除却というのを、これをある程度は、定期的にやっていくというふうなことを1つの計画の中に入れ込まないといけない時代じゃないかなと、そういう時代が、もう来ているんじゃないかなというふうに思っております。

公共施設というのか、ライフラインの中で、特に道路関係に言えば、町道とか橋梁の長寿命化の計画が、今、ありますよね。あの町道なり、橋梁の長寿命化計画の中で、この通常の道路の維持管理ですね、どういうふうに計画書の中に位置づけて、これから先の維持管理を、どういうふうに、この計画の中では、位置づけられていますか。

議長（岡本安夫君） んん？

6 番（石堂 基君） ああ、課長のほう。

議長（岡本安夫君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） ご指摘のとおり、社会資本整備ということで、これからは、橋梁であるとか舗装の修繕工事であるとか、そういった工事が国のほうで、橋梁については定期点検をやって、その中で判定が悪い橋梁については、修繕等を行っていくということで、町道の維持管理のうちで、橋梁の部分として、これから、今現在、昨年ですか、修繕計画のほうを策定しまして、それに基づいて国のほうの予算もあるんですが、要望しながら進めていきたいと考えております。

また、舗装についても同じでして、計画を立てて、国のほうへ予算要望し、予算の範囲内で実施していきたいと考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） ちょっと質問の仕方がまずかったです。ごめんなさい。

橋梁等の長寿命化施設整備計画というのは、そういう趣旨のものですから、計画性というのは、そこらへんに重点が絞られてくるんですけどもくるんですけども、じゃあ、町の総合計画の中で、道路施設関係が、どういうふうに将来的に維持管理が必要かということは、これは改修とか補修の部分だけ触れられていて、細かに触れられていないだけかもわからないんですけども、長期的な課題として、この維持管理、特に堆積土砂とか、除草作業は、今までできていたものというのは、特には触れられていないんですね。

それで、そろそろこのへんを内部検討していったって、起こり得ることに備えて、手段、方法ですね、このあたりを検討し始める時期ではないかなというふうに思うんです。

当然、答弁の中の前提として、主要町道についても、集落内の町道1級、2級については、各自治会、地域のほうで管理というのが、これまでされていたと。できることならば、その管理を引き続きやっていただきたい。

ただ、一番最初の町長の答弁にあったように、やっぱりそのへんの地域でできることっていうのが、徐々に限界がきているというのですか、可能なことが少なくなっている

という現状を、ここで認識、このあたりで認識をしていて、それに備え得る計画なり検討というのが、僕は必要じゃないかなというふうに思います。

しつこいようですけれども、各地域においては、本当に相当の努力を目に見えないところでされています。

何かの機会で、私、ここで触れたと思うんですけれども、例えば、今年の春先から夏にかけて、非常に草が、まだ少ない時だったんですけれども、金屋の自治会なんかでは、地元の方が役員、自治会長と別の役員が地元で小さい重機を用意されて、歩道のとこの堆積土砂を、延長にすれば1キロぐらいだったと思うんですけれども、ずっと排水路側に除却をされていたんですね。多分、そのことは、僕、ここの場で1回言ったような記憶があるんですけれども、それすることによって、この夏終わって、草の生え方というのは、また全然違うんですよね。そこだけ。これは、これでやった効果というのは、相当出てきているなと思います。これは特に、じゃあ言うて、重機の借り上げ料とか、経費とかを建設課に請求も何も、多分されていないと思う。ほんまに地元の通常の道路の維持管理の一環として重機があるから、土砂が目につくからやろうということで、やったというふうに自治会長さんからは聞いているんですけれども。

そこまで頑張っているんやけども、ちょっと、そこから離れると、やっぱり周辺の農地、あるいは田んぼとか畑の耕作者が、もう高齢で耕作をされていない周辺になれば、当然、それに付随している排水路経由での歩道のフェンス、のり面は、いろんな草が生い茂っていて、特につる系の草ですね。葛を中心にした。同じ集落の中でも、そういう状況が見えてきた。

それで、手前みそな話ですけども、町長、ご存じだと思うんですけれども、旧の幕山小学校から岡山に抜ける県道、当然、周辺の町道も含めてですけども、県道の除草作業というのは、年1回。ところがその沿線の周辺、自治会としての活動、それから農地の所有者、要は、私らの地元では、地先管理というのですけれども、自分とこの家の周り、自分とこの田んぼの周りというのは、きれいにしようよというのが、そういうのが本郷と大垣内と皆田って、意外と徹底をされていて、どの課長でも、また通ってみていただいたらわかるんですけれども、結構、年間を通して草少ないんですね。それぐらいのことは、地域では、まだ、されているんです。

ただ、そこまでやっても、ちょっと歯抜けになってきだしたというのが実情ですは。

ほかの地域はどうかと言うと、同じようにできているところ、ちょっと、ここもうすごいいよね。ガードレールとか、保護柵のところに付るが一旦上がってもたよなあというところも目にするように、本当に多くなりました。

そのあたりの状況を、もう一度、担当課長もそうですけども、皆さん、見ていただいて、従来の除草作業なり土砂の除却というのを、これは道路の維持管理作業の1つで意識しないと、定義づけないといけない時代が、もう来ていると思うので、それだけ少し認識を深めていただく、あるいはもう一度現状を知っていただく、そのことを再度申し上げて、最初に答弁いただいた内容でいいとは思いますが、そういう提案を、私のほうからはさせていただいて、町長、もし答弁があるようだったら。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 私が、無駄という言葉を使ったのは、それは十分おわかりのように、その作業そのものが無駄ということを言っているわけでは、当然、ありませんし、必要な、

そういう除草、また、土砂の除去、こういうことをするに当たって、当然、経費も大きくかかります。その中で、除草した、刈った草、こういう物を、わざわざ産廃として処理をしなければならない、このあたりが、私は、ある意味では経費の支出の中で、本来なら、そういう草というようなものは、堆肥にもなったり、肥料にもなる。地域の中で、田んぼや畑の中でも処理ができる。そういうことを、わざわざ産廃として処理をするということ自体が、これは無駄ではないかというお話、思いで、話をさせていただいております。

これまで長年、生活上必要だった時もあるんですけども、地先の草というのは、みな自分たちがきれいにしていくという、こういうことで管理をされてきたところが、生活も牛も飼わない。草を肥料としても使わない。そういう時代の中で、個人では管理できなくなったところがある。これは、昔からの伝統の中で、今でも自分の土地に接している、今、言われた地先の道路、のり面、こういうところをきれいにさせていただいている方も非常にたくさんいて、おられます。それ本当に、ここまできれいにさせていただいてありがたいなという思いもするんですけども、ただ、それも誰もがができる時ではなくなった。

だから、そうなってくると、今度は、佐用町も合併した時にも、今は財政的にも、かなり安定した形になってはいますが、合併という中で、将来の地域の運営に当たって、やはりこれから長年地域を安定して運営していくためには、地域の皆さんが、一緒にいろんな面で協力してやっていかなきゃいけないだろうと。だから、それを協働のまちづくりということで、提唱してきたわけです。だから、個人でできないところは、地域、集落、皆で協働して、対応を、そういう問題も含めて取り組んでいこうという運動を展開してきたところです。

そういう中で、集落内の年に1回になりますけれども、河川の清掃活動とか、道路周辺の活動というの、地域によっては、毎月ごみ拾いしたり、いろんな形でさせていただいております。

そういう中で、草、道路なんかの、こうした県道や国道も含めての部分的なところもやっていたいただいているところもあります。

ただ、それも集落内で、先ほどの状況の中で、それは、そういうこと、活動自体が、なかなかやろうという気があったとしても、高齢化、そして人がいなくなった中でできなくなってきているところが増えてきている。これはお互いによくわかって、認識しているところです。

そうになった時に、じゃあこれを行政として、道路という観点の中から管理をしなければならないという前提がありますから、この管理をするシステムというのを、改めて今の時代に合わせたものをつくっていかなくちゃいけないという、この石堂議員の提案、お話は、十分それは、私も理解をしているところであります。

ただ、今、そういう過渡期の中で、集落内にお願いし、また、シルバーという中で、実際に実施しているものを、これができなくなったから、例えば、県が行っているような形で、各それぞれの業者の方に委託をする。請負として発注していくという形になった時に、当然、一気にこれは費用は増えます。それをするということは、全路線、420キロなら420キロ全てということではないかもしれませんが、当然、町の責任として、平等、公平にやっていこうとするならば、その部分も、今、もっともっと、どこも同じように管理をしていかなくちゃいけない。県道なんかについては、通れないところは別ですけども、県道という形で、かなり交通量の少ないところでも、刈っておられます。

そういうことと、委託して、作業単価ですね、これは、一気に費用が何倍にもなります。そういう費用を、みんながこれを負担をしていかなくちゃいけない。このことが、当然、皆さんもお互いに理解をして、このことが必要な費用なんだと。そのかわり、この部分は、お金は、これだけの財政の中で、我慢するところは我慢していただかなければなりません。

よという話になってまいります。

そういう状況でありまして、当面、町としても、今、担当職員も限られた人数の中でやっておりますけれども、少なくとも安全な道路を維持していくという中で、必要な作業というのは、当然、町としても発注をして、今、支障木なんかについても、かなりの距離で、次々とやってきておりますので、そういう体制の中で、地域の皆さんのご協力をいただきながら、町財政に対しても十分、その配慮をしながら、考えながら取り組んでいきたいと思っております。

そういう時代になってきているということは、これは一気になったわけじゃなくって、これまでも、かなりの時間かけなこういう状況だという認識というのは、私もしっかり持っておりますし、担当課においても、そういうことについては十分理解をしておりますので、今後、自治会の中での話の中でも、自治会長さんなんかの話の中でも、こういう問題が、かなり当然、課題として取り上げられてきております。

だから、そういう面での自治会長さんなんかの要望なりお話も聞かせていただいておりますし、それに対して、一気にできなくても、だんだんこういう時代になっていくんだらうということの中で、計画的に、段階的に、また、考えて取り組んでいくことが、一応、現実的かなというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 私も発言、今回の一般質問の趣旨というのは、全路線、管理道路、管理が必要なところを含めて、690 キロ、700 キロを県のように管理しなさいというふうな話では全くありません。

県でいくと、例えばこの佐用町内の県の管理道路ですね、170 キロ総延長あるらしいんですけれども、実際に除草作業だけで、年間 4,000 万円の費用支出をしています。これを、単純に、その単価でと言ったら、例えば、町道 690 キロ、これ 2 億円かかるわけですね。4.5 倍ですから。そんな話を、私は、もうどうするつもりはありません。

ただ、現状の中で、くどいようですが、現状の中でやっている、いい意味での各自治会の協力体制というものを維持しながら、でも、本質的には、将来的には、その管理というものを道路の維持補修なんかと同じように行政のほうガシステムの中に織り込んでおかないとだめですよ。そういう時代が来ますよという話で、そのことについては、町長、十分に理解しているというふうな回答だったので、これで質問のほうを終わりますが、最後に、その経費的な面なり、これから社会実験も含めて、いろんな取り組みを考えるとすれば、例えばの話ですけれども、支障木関係については、住民参画型で事業実施やっている団体が町内にもたくさんあります。あのあたりと、作業受委託するとか、社会実験として 1 回やってみるとか。

それから、木の駅なんかに登録されている個人、団体等も含めてやってみるとか、いかに経費の面、安全面を考えてというのは、いろいろとやり方はあろうかと思います。

さらに言えば、今現在、町道なんかで、除草作業の委託をやっているところ、これから、それが無理やと言った時に、もしかしたら、できる自治会が、作業受委託を提携している自治会の中で、できる自治会が別にあるかもわからない。そういうところでやってみるとか、新たに、そういう自治会がないですかというようなことを募集してみるとか、そういうことも、案の 1 つかなと思う。

そうしたことも含めて、ちょっと根本的に、その道路の維持管理作業というものを行政

課題として検討をしていくことを、今後、望み一般質問のほうを終わります。
ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 石堂 基君の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。
これにて、本日の日程は終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。
お諮りします。議事の都合により、明日 9 月 14 日は本会議を休会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、9 月 15 日、午前 9 時 30 分より再開します。
本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 2 時 0 4 分 散会
